

第3回南区自治協議会 会議概要

- 日 時 平成30年6月27日(水) 午後2時～午後3時55分
- 会 場 新潟市南区役所4階 講堂
- 次 第
- 1 開会
 - 2 南区自治協議会委員推薦会議の報告について
 - 3 議事
 - (1) 区自治協議会条例 改正(案)の概要について(市民協働課)
 - 4 報告・連絡事項
 - (1) 部会報告
 - (2) 南区教育ミーティング開催のお知らせ(教育支援センター)
 - (3) 市長と南区自治協議会委員との懇談会の開催について(地域総務課)
 - (4) 白根大風合戦等実施報告(産業振興課)
 - (5) みなみマルシェについて(建設課・地域総務課)
 - (6) その他
 - 5 次回全体会の日程について
 - 7月25日(水) 南区役所 午後3時から
 - ※全体会開会前に、区教育ミーティングを開催(午後1時30分～)
 - 6 閉会

事前配布資料

- 資料1 区自治協議会条例 改正(案)の概要について
資料3 市長と南区自治協議会委員との懇談会の開催について
資料4 白根大風合戦等実施報告

当日配布資料

- 資料2 部会報告
資料5-1 みなみマルシェ実施報告
資料5-2 第2回みなみマルシェ～シロネラコッテ～について(概要)

出席委員 斎藤栄樹委員, 山際和美委員, 田村義三郎委員, 青木智子委員,
小柳雅弘委員, 有田正己委員, 小林公子委員, 鞠子幸一委員,
富井 敦委員, 笹川和代委員, 内城大三郎委員, 寺澤和江委員,
梅津繁明委員, 渡邊喜夫委員, 小嶋ノリ委員, 渋川博子委員,
町屋参吉委員, 山宮勇雄委員, 児玉一幸委員, 田中容子委員,
早見真由美委員, 小田信雄委員

以上22名

欠席委員 小林 誠委員, 関根功雄委員, 豊岡博子委員, 原 正行委員
大那 孝委員, 鈴木照子委員, 本間智美委員, 和泉美春委員

事務局 渡辺区長, 高野副区長, 佐藤地域総務課長補佐, 藤村地域総務課長補佐,
岡村地域総務課主幹, 宮本同係長, 笠原同主査, 野田同主事

関係課 内藤区民生活課長, 田中健康福祉課長, 金澤産業振興課長,
吉田建設課長, 島倉味方出張所長, 登石月潟出張所長,
川崎南区農業委員会事務局長, 長谷部南区教育支援センター所長,

牛腸白根地区公民館長

報道 1名 (新潟日報事業社)

傍聴者 0名

(午後2時00分)

1 開会

○事務局 (佐藤地域総務課長補佐) (配付資料の確認及び転入所属長の紹介)

○議長 (小田会長) ご苦労さま。少し蒸し暑い日だが、がんばって会議を進めたいと思う。お手元の頂戴したルレクチェウォーターでさわやかに過ごせればと思っている。

昨日から、新潟県議会が新潟市議会に続いて始まっている。新しい花角知事の所信表明が昨日の本会議でなされたということを知っている。その選挙の結果だが、花角知事がもちろん当選されたことは、皆さん方よくご存じのはずだが、その投票率、あるいは投票行動への様子である。残念ながら私ども南区、後ほど、報告いただくが、投票率においては新潟市の中でも最下位、新潟県の中でも最下位である。最高の投票率が岩船郡の粟島浦村。およそ90パーセントの方が投票に足を向けていらっしゃる。それに引き替え、私ども南区が過半数にも満たない49パーセント台の投票率である。これをなお、合併前のように各投票所別にさらに分析すると、恐らく合併以前の傾向がそっくりと踏襲されているのではないかと思っている。というのは、私は小林地区であるが、小林地区ともう1か所がいつも最下位とブービーを争っている。粟島浦村のように辺境の地、絶海の孤島で暮らす人たち。そして、都市近郊の南区で暮らす人たちで、どうしてこのように投票行動に差が出るものか。あるいは旧東頸城郡、旧中魚沼郡、この皆さん方とどうしてこれだけの差が出るのか不思議でならない。

中魚沼郡津南町は、先回の12月選挙のときは、すでに数メートルの雪であった。それでも南区のほぼ倍の投票率である。彼らの訴える、投票に託す希望と私たちが日常、行政に対して要望や課題を突きつけているということと、そんなに違いがあるはずはないが、直接的に票に期待をして行動を起こす住民のパワーと、だれがやっても同じ、そのうち何とかなる、あるいは人様がやってくれるだろうという甘えの地域との差ではないかと思っている。

戦後70年を経て、普通選挙が施行されてから69年を迎える。イギリスでは、男女ともに普通選挙権が与えられて80年だそうだが、欧米のデモクラシーの先進地の皆さん方は、その行動を、その権利を自らの行動と自らの主張と自らの闘いの中で勝ちとってきた歴史がある。ところが残念ながら私たち、男女平等の普通選挙権が、どうもそういう歴史的なプロセスを踏まないで、与えられた選挙権という観念が強いのではなからうかと今、思っている。私ども、常に自治と分権と協働を訴えつつ、この自治協議会を進めている。自治を押し進めるには、民主主義の原点をきちんと理解し、常日ごろの行動の中でそれを示しておかなければいけないはずだ。そういった意味で、今回の新潟県知事選挙の結果を非常に残念に思っている。

なお、新潟市議会の推移も、新潟県議会の今後の6月議会の推移も注意深く見守っていきたいものだと思っている。本日は、じめじめする中、お集まりいただき、ありがとうございました。

欠席者の報告

傍聴者の報告 (所定の手続きを経て、傍聴していることを報告)

2 南区自治協議会委員推薦会議の報告について

○議長 (小田会長) 次第第2南区自治協議会委員推薦会議の報告について議題とする。本日、委員推薦会議の座長である鈴木委員が、ただいま報告したように欠席なので、職務代理者の笹川委員から報告をいただく。

○笹川委員 南区自治協議会委員推薦会議座長職務代理の笹川である。本日は、推薦会議座長の鈴木委員が欠席のため、代わって南区自治協議会委員推薦会議の報告をする。

平成30年5月29日付で南区PTA連合会選出の吉村卓也委員から辞任の届け出があり、同会より同日付で後任に関根功雄氏の推薦があった。関根功雄氏の市長への推薦について、南区自

治協議会委員推薦会議運営要綱第8条第1項の規定により、委員推薦会議座長の専決処分を行ったことを報告する。

○議長（小田会長） なお、新潟市区自治協議会条例施行規則第4条第5項の規定では、委員の推薦に関し、区自治協議会があらかじめ議決により指定した事項。つまり団体選出委員が任期途中において欠けた場合、後任の団体選出委員の市長への推薦については、推薦会議の議決をもって自治協議会の議決となる。すでに市長への推薦を行い、関根功雄委員は平成30年6月1日付をもって市長からの委嘱が決定したことをあわせてご報告申し上げます。

なお、関根委員については、本日はお仕事のご都合により欠席しているため、委嘱状については後日、事務局からお渡しいただくことにする。

ただいまの笹川委員、私の報告につきまして、ご質問があればどうぞ。ないようである。南区自治協議会委員推薦会議の報告は、これで終わりとする。

3 議事

（1）区自治協議会条例 改正（案）の概要について（市民協働課）

○議長（小田会長） 続いて、本日、一番重要な議論をいただく議題である。次第第3（1）区自治協議会条例改正（案）の概要について、市民協働課からこの概要について説明をお願いする。

○加藤市民協働課長補佐 市民協働課課長補佐の加藤という。本日は、区自治協議会条例改正（案）の概要についてということで、昨年来、自治協議会の皆様からも意見聴取等、ご協力をいただきながら進めてきた自治協議会のあり方検討の結果を受け、今後の条例改正等、制度の改正に向けた方向性、骨子について、ご説明をさせていただきます。よろしく願います。資料1をご覧ください。

まず、今年の4月、この南区自治協議会で、昨年度末にとりまとまった区自治協議会のあり方検討委員会の報告書についてご説明させていただいた。その中で、今後の自治協議会のあり方に係る方向性について、組織のあり方を区の実情に合ったものにするという方向性が示されたところである。これは自治協議会が設置から10年が経過した中、当初、自治協議会の主要な役割として位置づけられていた審議機関としての枠組みを超えて、自治協議会からは地域代表や実施主体としての役割を担っていただくなど、条例の記載と一部合わないところが出てきている部分がある。昨年度の自治協議会への意見聴取の結果等も踏まえながら、検討委員会で議論していただき、自治協議会の役割を条例に合わせて、つまり審議会としての役割に絞って、自治協議会の役割を縮小させるのではなく、逆に現状に合わせて条例を変えていくというのが全体的な趣旨になっている。決して、自治協議会の権限等を制限するというような内容にはなっていないので、最初にご承知おきいただきたいと思う。

現在、皆様に行っていた議論、活動等の役割を改めて自治協議会の制度として位置づけさせていただき、より議論や活動を行っていただきやすくするための改正と考えている。改めて資料1をご覧ください。

まず、上段の囲み、区自治協議会のあり方検討委員会からの報告の中身である。先ほど、申し上げたことの繰り返しになるが、自治協議会は設置から10年が経過し、市民と行政をつなぐなど、これまで大きな役割を担ってきていただいている。その中で、当初、想定していた審議機関としての役割に加え、自治協議会での議論を団体に持ち帰っていただき、団体での活動へ生かしていただく地域代表としての役割だとか、あるいは自治協議会提案事業の企画実施や、あるいは広報紙の発行など、実施主体としての役割が新たに生じ、その比率が高くなってきている。また、市役所からの報告案件も多く、地域課題について十分に議論をする時間が取れないなど、本来の役割を果たすためには、行政からの全市の説明や報告は減らしたほうがよいとのご意見もいただいている。そのほかにも、自治協議会で審議する審議対象が不明確だとか、あるいは議論が活性化してない、なかなか発言がないなどの意見もあった。これらの内容を踏まえて、柔軟な対応や役割を明確化するなど、自治協議会の活性化を図る必要があるとして、グレーの網掛けで示してあり、これまで以上に自治協議会のあり方を区の実情に合ったものにする必要があるという方向性が、あり方検討の中で示されたところである。

そこで、これを実現するためには、現行の枠組みにはとらわれない広い視野で制度設計を行う

必要があるというご意見をいただいた。

一方で、同じ四角囲みの下側、丸の四角囲みの中に書いてある部分だが、自治協議会に今までどおり引き続き担っていただきたい役割として、附属機関としての役割は継続し、協働の要として多様な意見の調整、とりまとめを行うことだとか、総合計画及びこれに準ずる計画。例えば、区ビジョンまちづくり計画等がこれに当たるが、このうち区に関するものについて、諮問に応じ、審議を行い、意見を述べること。また、委員同士の地域課題に関する情報共有や意見交換、課題解決に向けた方法の検討を行うこと。区役所企画事業への地域意見を反映させること。これらについては、これからも重要な役割であり、今後も今までと変わらず引き続き自治協議会として担っていただきたいと考えている。

これらを踏まえて、今現在、担っていただいている役割及びこれから10年先を見据えたとき、本市の独自の仕組みとして再構築する必要があると考えたところである。それを受け、区役所とも協議を重ねた結果、より自治協議会が運営しやすく、自治協議会としての機能が発揮できるようにするため、検討委員会の報告書に記載された四つの今後の方向性に基づき、次のような変更点を整理したところである。二つ目の四角囲み、今後の方向性①をご覧ください。全市統一となっている委員の要件や、自治協に意見を聴く項目などは区の裁量に委ねるについてである。まず、委員の住所要件については、今まで例えば、大学がない区などにおいて、大学の先生等に有識者として委員をお願いしたいが、その方がその区に住所を有していないという原因で選任できなかったなどの不都合が生ずることがあった。これらのことを解消するために、今まで区自治協議会の委員は、その区に住所を有することというのが条件になっていたが、今回、区内という要件から市内という要件に変更したいと考えている。

次の点、諮問・建議事項は、区の地域課題に関することとし、内容は区の裁量にするということについてである。現在は、区が所掌する事務、あるいは市が所掌する区に係る事務等について、諮問・建議事項とするということになっていたが、言葉が分かりにくい、あるいは区役所や市役所が所掌する事務ではなくても、地域課題というふうに自治協議会で議論されたものについては、建議等をしていただけるようにするという趣旨も含めて、さらに言葉を単純化、明確化する意味も含めて、これまで以上に議論を活性化させるために、区の地域課題に関することと改めたいと考えている。また、これについては、区に関すること以外、市役所の全体の事務については、全く口を挟めないのかというような懸念の声をいただくこともある。そういったことはなく、全市的な課題であっても、例えば、公共交通だとか、あるいは公共施設のあり方など、区民の生活に直結する事項の場合は、取り上げるかについては、自治協議会でご判断いただけるというふうに考えている。

また、次の点は、委員の任期の制限についてである。委員の任期の制限については、広く多様な意見を汲み取るという観点から、これまで任期を定めてきたところである。平成27年度の変更においても、再任回数の緩和を行い、再任回数をコミュニティ協議会の選出委員について従来の1回から2回、通算6年お勤めいただけるというように改正した。これは自治協議会で議論されたことを地域に戻って生かしていただくようにという配慮で伸ばしたところである。しかし、今回のあり方検討委員会の中においても、再任回数の制限があることによって、それぞれのコミュニティ協議会や団体、それぞれの団体の代表して発言できるような方が参加できず、団体を背負った発言ができない。または自治協議会での議論をしっかりと地域へ持ち帰って、その活動に生かしていただくことに限界があるなどのご意見をいただいていたところである。そこで、今回、これらの課題を解決するために、任期制限をさらに緩和し、再任の必要があれば再任できるとしたいと考えている。

ただし、一方で委員の再任制限については、自治協議会において、より多くの方から自治協議会に参加していただき、議論していただくことで、多様な意見を市政に反映していくこと。あるいはそれによって、結果として地域活動を担っていただく人材を育成していただくことにもつながるという面から、委員の新陳代謝は重要なことと考えており、全く無制限とすることについても、また問題があるというふうに考えている。これらのことから委員の再任制限については、条例上においては制限を明記せず、今後、運営指針と要項において上限を定める、あるいは場合によっては、区によって、それぞれの実情に応じて上限を定めていただけるなどという形で、今後

検討を進めていきたいと考えている。

また、委員数が多すぎて活発な議論がしづらいなどとの意見をいただいているものもある。このことから、それぞれの自治協議会において委員数を減らしたい場合、コミュニティ協議会の連合組織、例えば、コミュニティ協議会連絡会のようなものがあり、自治協議会のほうがそちらのほうからの選出でやりたいということになった場合は、個々のコミュニティ協議会の選出に代えて、そのような連合組織から複数名出していただくなどのやり方も認めることとした。ただ、こちらについては、コミュニティ協議会の連合組織的なものはきちんと立ち上がっている区もあれば、立ち上がっていないという区もある。また、同じ区の中でも複数に分かれているというところもあるので、こちらについては私どもも、すぐにこれが適用できるものではないなというふうに感じているところで、今後、そのような選択を自治協議会の判断で取りたいという場合には、そのような選択が取れるようにしたいところである。

次に、必須意見聴取対象のうち、施設の設置・廃止に関するものについてである。これについては、これまでは公の施設。公の施設というとは、要は条例設置する市民、区民が直接利用する施設ということになるが、公の施設とさせていただいていた。だがこれだと、例えば、条例設置される区民が直接利用される施設といっても、例えば、区全体にかかわるものではなく、地域限定的にしか影響がないような、例えば、小規模な駐輪場だとか、そのような施設も必須意見項目ということになってしまう。その半面で数年前に中央区で若干問題になったとおり、区役所の移転に関して。区役所というのは公の施設という定義には当てはまらないということから、必須意見徴収項目ではないというようなねじれ現象が生じていた。これらのことを回避するために、今回は公の施設というようにしていたところを区民への影響が大きい施設とすることで、区役所だとか、あるいは出張所、連絡所のような施設も対象に加え、区民に密着した議論にさせていただきたいと考えているところである。

その下の四角、今後の方向性②をご覧いただきたい。行政からの全市的な説明・報告は減らしていくについてである。これについては、今まで自治協議会が市役所からの説明、行政の説明にかかるアライブづくり的なものに利用されているなどという厳しいご意見をいただいたこともある。このようなことから、全市的な事業の説明や報告、あるいは周知については、極力減らして、区内のまちづくりに関すること。課題に関することを中心とすることで議論の時間を確保できるようにしていきたいと考えているところである。

次に、今後の方向性③自治協議会提案事業に、委員と区民がより主体的にかかわるについてである。こちらについては、例えば、市政世論調査においては、自治協議会の認知度は、いまだ5割以下となっている。また現状の協働の要としての役割に加え、地域代表、これは自治協議会での議論を団体に持ち帰って、その活動に生かしていただくということが地域代表だが、地域代表、あるいは実施主体としての役割をより明確化することで、区民、市民への理解向上を図っていきたい。その思いから地域課題の解決、自治協議会提案事業の企画実施だったとか、あるいは情報の共有、自治協議会での議論を団体へ持ち帰り、活動へ生かしていただくことを条例に明記するというように変更を行っていきたいと考えているところである。

最後、④話し合うテーマについてである。話し合うテーマは、区内のまちづくりに関すること、課題を中心とする。これについては、自治協議会の審議対象が不明確、あるいは議論が活性化していないなどのお声をいただいたことから、諮問・建議事項をできるだけ区内のまちづくりに関すること、課題を中心とすることで、区民の生活により身近で委員の皆様の活動にかかわりのある内容となるように変更を行っていきたいと考えているところである。

制度改正の骨子は以上のおりである。繰り返しになるが、自治協議会で議論していただくことを制限したり、縮小したりという意図では全くない。全市的なテーマでも、区や区民に影響があることについては話し合ってくださいということになる。今回の制度改正については、自治協議会がこの10年間進化し、地方自治法に基づく区地域協議会というものの枠組みを超えた活動をしていただいているということから、それらの部分を条例に明確化していくというふうに考えている。

今後のスケジュール等についてだが、この条例の改正案については、今ほど説明させていただいた内容を条例文に落とし込み、9月議会の条例改正、9月議会において諮って議決をいただき、

条例を改正したいと考えている。その上で来年度、第7期の自治協議会になるが、こちらからその改正内容が反映できるようにやっていきたい。なお、条例は制度の大筋というか、外枠を定めるものなので、より細かなきめが必要になる。より細かな取り扱いについては、今後、また引き続き、自治協議会の皆様や区役所と意見交換をさせていただきながら検討を行って、次回の第7期からの自治協議会の委員改選に間に合うように、運営指針の見直しに反映していきたいと考えているので、よろしく願います。

○議長（小田会長） 事前配付使用の今回の改正（案）の概要について、昨年度末に皆様方にお示しをした自治協議会のあり方検討委員会の最終報告書と恐らく委員各位照らし合わせて検討を加えておいでになったものだと思っている。ただ、残念ながら今期から就任された方は、前回の資料についてはお持ちでなかった方もいらっしゃると思うが、事務局、それは持っていらっしゃるわけだろう。あり方検討委員会で最終報告書については、4月に配ったから、新しい委員も持っていらっしゃるか。分かった。

全員お読みになっているはずだ。すでにこのことについては、昨年度、それから今回、これを含めるとおよそ5回ほど皆さん方のご意見をちょうだいしている。随分、意見の高まりもいただいたし、大勢の委員からのご意見をちょうだいし、あり方検討委員会に意見も申し上げておいた。そして、先般の会長会議でも、私自身、申し上げていた経過もある。非常に難しい議論であるが、皆さん方から忌憚のないご意見をちょうだいできればと思っている。ただいまの説明の中で、現行の自治協議会条例が自治法の枠を超えた活動をしているという現状から、さらにそれを新潟市独自の協議会に進化をさせると。そのために条例改正を伴う変化だと、変更だという説明をたびたびいただいた。これら基本的なことも含め、今の説明について皆さん方の感想、ご意見をちょうだいする。

○渡邊委員 今後の方向性ということで、①自治協に意見を聴く項目などは区の裁量に委ねるということで、変更点が五つ載っている。恐らく私が聞いている範囲では、この変更点はみんな区の裁量に任せるということでよろしいか。

○加藤市民協働課長補佐 おっしゃるとおりであり、今回の改正の一番根本になる部分については、まず区自治協議会の現状の活動を認めさせていただいたうえで、さらにそれぞれの区の実情に合わせて、それぞれの自治協議会の判断に合わせて運営を柔軟に行っていくところがあるところが骨子の最たるところであり、自治協議会のほうでこれを議題としたいということについては、その判断によって議題としていただけるというふうに考えている。

○渡邊委員 お聞きしたかったのは、3番目の任期制限である。先ほど、上限を定めるところがあったが、この上限については、やはり区で定めてよろしいか。あるいは条例に載ってくるのか。そこが一つある。よろしく願います。

○加藤市民協働課長補佐 今回の改正においては、今、資料には改正案文というのは、まだこちらでも固まっていないので、案文自体はお示ししていないが、新たな条例においては、私どもとしては、委員は再任することができるだけ記載しようと考えている。ただ、それだと無制限になってしまうので、その実際の具体的な運用については、要項で定めていると考えているところである。

○渡邊委員 次の項目だが、委員が多すぎて活発な議論がしばらくとの意見があったと。コミュニティ協議会からの委員選出は、連合組織での選出も認めるというように出ているが、これは区の裁量でやってよろしいという理解でいいか。それともまたコミュニティ協議会からの要望で、それを決めていくと。どちらだろうか。

○加藤市民協働課長補佐 あくまでもコミュニティ協議会からの要望というよりは、区自治協議会としてどのように判断されるかということだと思う。

○渡邊委員 分かった。最終的にはそのように理解してよろしいということか。以上だ。

○鞠子委員 単純な形になると思うが、引き続き行う自治協議会が担う主な役割の○の2番目で、区に関するものについて諮問に応じというのは、現状も動いているわけだが、非常に私もこの自治協議会に出させていただき、今度、区の裁量が非常に多くなるという形だろう。それを課題としてだが、区として、全体会議で、今日、欠席者も若干いらっしゃるが、この全体会議の中で決めるとなるのは、非常にまた広義な意見が出てしまうのではないかと思うので、要するに国

会でいう議員運営委員会みたいな、課題をどのように議論をするかみたいな、一部みたいなこの全体会の前の一つのミーティングというか、打ち合わせができるような場が必要だと全体的には見える。今までも、なかなか議論している内容が、申し訳ないが、どのような位置で会長がチョイスしているのかよく分からないが、その部分をもう少しやらなければいけないというのは、隠れた課題に、何でも区の裁量、区の裁量という形は、隠れているかと私なりに思うが、それについては課長、どのようにお考えかをご意見をいただきたい。区の裁量、区の裁量という部分が非常に不明確になりつつあるのではないかという危惧を持っての意見としてである。

○議長（小田会長） 加藤課長補佐、今の質問の趣旨はお分かりかと思うがどうぞ。

○加藤市民協働課長補佐 確かに今回、何回も繰り返しているように、区の裁量の幅を広げて、より柔軟に自治協議会を運営していただくというところが骨子なのだが、ご指摘のとおり、何でもかんでも区に任せるとするのは、逆に無責任なのではないかというようなお話もいただいている。その辺はバランスの問題にもなつてこようかと思うが、やはりある程度のそれぞれの区自治協議会が迷わず運営できるような、ある程度の部分については、例えば、運営指針だとか、何らかのところでやはり一定程度、定めていく必要があると思うので、今、ご指摘いただいた部分は、課題というか、問題点とは考えているので、引き続き、検討していきたいと考えている。

○議長（小田会長） 現状、現在の自治協議会の中でも、これは重点的に議論する、報告にとどめるという判断は、私ども、副会長を含めて事務局に指示しているし、事務局とまた協議を加えて、前段の段階での整理は図っている。鞠子委員指摘のように、区の裁量に委ねるというものが大きくなると、それを整理し、改めて皆さん方にお示しをするためのワンクッションが、あるいは必要になるかもしれない。ご指摘のとおりかと思っている。ほかにどうぞ。

○渡邊委員 もう一つ思い出した。変更点の有識者を区内から市内に変更するという事は、ある意味では最もいいことかと思うが、ある意味では地域性が薄れるのではないかという、いわゆる先ほどの自立するところの精神が少し薄れるのではないかということ、少し懸念があり、これも場合によっては、定数の制限というのは、区の裁量に任せるということで理解してよろしいのか。あるいは上限は定められる予定なのだろうか。

○加藤市民協働課長補佐 委員数の上限については、今回の条例改正においては、私ども変更する予定はなく、現行のまま、南区においては30名ということで、委員の上限はそのままにしたいと思っている。ただ、実際、議論されるときに、特に中央区のような多いな自治協議会になると、あまりにも人数が多すぎて議論が深まらない、とても発言できないというようなご意見もいただいているので、あくまでも自治協議会の判断で減らそうと思えば減らすことができるということで考えている。

○議長（小田会長） 加藤補佐、参考までに南区はコミュニティ協議会の数が12である。最大のコミュニティ協議会の数の多い区は中央区かと思うが、多い順に二、三挙げていただければと思う。

○加藤市民協働課長補佐 失礼した。中央区が22コミュニティ協議会、西区が15コミュニティ協議会ある。

○議長（小田会長） ほかにどうぞ、ご自由にご発言をいただきたい。各種団体からの選出の委員の皆さん方、あればどうぞ。

○町屋委員 今後の方向性の①を読ませていただき、少し気がかりだった内容についてお話しさせてください。委員数が多すぎて活発な議論がしづらいとの意見がありということで書かれているが、今まで会議に出させていただき、関連する内容については、意見を出させていただいているし、これについてはもしかしたら課題について、決定するような内容の補助的な話がされていなくて、関係ない話を議論されているのかということをおっしゃっているのかという質問である。

○加藤市民協働課長補佐 決してそのようなことではなく、区によっては、本会議でほとんど委員の発言がない。ただ、部会にいくと途端に活発になり、少人数だとしゃべりやすいということで、非常に活発に御議論いただいているというような区もあると伺っている。今回のものについては、あくまでも本会においても人数が多すぎるのが課題で、それをある程度絞れば、活発な議論が行えるというように、自治協議会のほうで判断された場合には、それができるという規定

であり、決して減らすことを前提に組み立てているというものではない。

○議長（小田会長） 町屋委員よろしいか。納得いったか。

○町屋委員 今まで出ている会議の中で申し訳ないが、民生児童委員に関しないことについて意見を述べてくれといわれても、何を話してもいいか分からないという部分があったので、今までお話ししていない部分があったので、活発じゃなかったと言われてみれば、私個人をとらえればそういう形になるかと思うが、今までの会議の内容をずっと私も見てきて、課題について聞いていると、南区内で議題に関する、課題に関することについては、非常に意見が出されていたと思っていたし、これは南区に関していないということであれば、私も、はい、分かったという形で言えるが、これ自体が南区もそういったことがあったということになると、今ほど、お話しされたように納得がいかないというようなことで、首をかしげてしまった、すまない。

○議長（小田会長） 山宮委員、随分このことについては、ご意見を過去にもちょうだいしている。改めて今の改正案の概要をご覧になって、ご意見をちょうだいする。

○山宮委員 私も、前回は申し上げたとおり、検討委員会で議論がされた。いろいろな知識をお持ち、経験をお持ちの方々が議論された内容というのは、非常に重たいだろうと。だから、私は特に今回、説明された内容についても疑問はないし、そうだったのかと納得をして聞いているわけだ。検討委員会で、逆にいえば、どんな意見が出たのかとか、そういったものが知りたいということは前回、申し上げたとおりであり、私は特に意見はない。

○議長（小田会長） コミュニティ協議会の代表の皆さん方。

○富井委員 私も2年目でよく分からないが、一番上に、今まで自治協議会は審議会というか、議論したり、討論したりということだったと思っているが、今度は何か所かに課題解決に向けた方向だとか、方向性の3番だと、地域課題の解決と書いてある。自治協議会で解決案だとか、解決までするのか。そこまで突っ込んで議論すると、こういう場ではなかなかそこまで持っていけないと思うが、その辺、いかがだろうか。

○加藤市民協働課長補佐 ご指摘のとおり、自治協議会というものは、本質的に協議会、協議体であり、話し合う場で、本来的には実施主体にはなり得ないものである。ただ、これまで普通の審議会などだと、特定の事項について集中的に審議を行う。例えば、総合計画だとか、特定の事項について集中的に審議を行って、それについて意見をいただくということが一般的な審議会のあり方だが、こちらの自治協議会については、頭に自治とついているように、区民の方々から参加していただいて、それぞれの地域での課題を主体的に発見していただいて、それについて議論いただくというところが、少し特殊な審議会ということになる。そもそもが審議会、協議体なので、実施主体にはなり得ないのだが、この10年のあゆみの中で、自治協議会提案事業、今、500万円の予算をもって運営していただいているが、そういう実施主体的な役割がどんどん追加されてきているので、主体的に取り込んでいただくというところで、実際の取り組み方については、例えば、企画までしていただき、その実施については、区役所に委ねるだとか、この南区のほうで今年度やられているとおり、外部の組織から提案を募って、そちらのほうに委託なりを行ってやっていただくというような、さまざまな形があるかと思う。そのようなことを駆使していただきながら、なかなか負担感もあるというところでの仕組みの言葉もいただいているところだが、主体的に解決に取り組んでいただきたいというところが趣旨である。

○議長（小田会長） 加藤補佐、今、富井委員から発言いただいた基本的な問題を少し整理いただきたいと思うが、審議会としての役割、実施主体の役割、そして附属機関としての役割、三つの性格の違う役割と旧いいわゆる自治法に基づく自治協議会。これがなかなかその枠組み、役割がすでに自治法の規定を超えてしまって新たな新潟市独自の協議会に仕立て上げる。いわゆる自治法の枠を超えるに基づくということを外すということなので、そのところの要項を少し委員の皆さん方に説明いただけるとありがたい。

○加藤市民協働課長補佐 今、会長から審議会、附属機関、実施主体、地方自治法、区自治協議会、区地域協議会の違い等を整理ということで教えていただいた。まず、市の附属機関としての審議会なので、あくまでも市役所から委嘱を受けて、審議会の委員、区自治協議会という名前の協議体、審議会の委員として、皆さん参加していただいているわけだ。今まで、この区自治協議会については、今ほどお話があった、地方自治法に定めのある区地域協議会というものに基づい

た、区地域協議会として、区自治協議会を置くということになっていたのですが、条例上は区自治協議会イコール地方自治法に定める区地域協議会であったわけだ。難しい話になるのでなかなか説明しにくいですが、ただ、区地域協議会というのは、区が所掌する事務について、区地域協議会の意見を聞きながら市政に反映していくという部分ではあったが、区地域協議会としては、今回、条例で改正しようとしている部分だが、先ほど、ご説明した、例えば住所要件。区内に住所を有するものでないと委員になれないというのが法律で定まっているし、また委員の任期についても、4年の範囲内において条例で定められていたところである。また、諮問・建議事項についても、こちらは法律によって、先ほど申し上げた区役所が所掌する事務、あるいは市が処理する事務の中で、区の区域に関するものと、はっきりと決まっていたために、区自治協議会が設立から10年以降、さまざまに活動、あるいは議論の幅を広げていただいたものの、枠内に収まりきらなくなった。今現在は区自治協議会が地方自治法に定めるところの区地域協議会の枠に収まらない。それだけの活動をしていただいているということである。

説明の冒頭に申し上げたとおり、私も、今回、区自治協議会のあり方の検討をしていく中で、選択肢の一つとしては、今現在、地方自治法の枠をはみ出して活動していただいているので、これは元に戻して、要は区地域協議会の枠を超えて活動していただいている部分にはそぎ落とすということも一つの選択肢ではあった。ただ、皆様から何回から意見聴取をさせていただいた中では、今、皆様に枠を超えて行っていただいている、例えば、自治協議会提案事業だとか、さまざまな活動について、これは大事なものであって、今後も続けていきたい、続けていくべきというご意見を意見聴取の中でもいただいたし、またあり方検討委員会の委員の皆様からもそのような意見が多く出された。そういうことを受け、今回、条例の改正においては、もとの区地域協議会としての自治協議会に戻していくという方向性ではなく、区地域協議会の枠に縛られない、新潟市独自のより広い範囲での議論、あるいは活動していただく自治協議会として再定義し直すというところで整理をしてきたということである。答えになるだろうか。

○議長（小田会長） 今、基本的な前段のところを加藤課長から整理していただいた。新潟市が政令市としてこの自治協議会をスタートさせたときに、今、政令市が20市あるが、新潟市を含めてあと1市だけが地方自治法に基づく自治協議会を立ち上げた。その自治協議会の現在のなかなか地方自治法に基づく枠の中では、入りきれない現状のさまざまな状況が出てきたので、より新潟市独自の自治協議会に進化をさせるということが冒頭の基本である。それを富井委員が今、審議会としての役割、実施主体としての役割、そして附属機関としての役割という三つの根本的なことについてご質問なされたのだろうと思っている。今の加藤補佐のご説明に対して、さらにご意見があればどうぞ。

○富井委員 方向性の3番、4番はそういうことになるだろう。だが一番上の丸囲みの中にある地域課題の情報共有や意見交換の問題解決となると、これも含めてほかのものも入るということだろうか。3番、4番は今、課長説明されたことで納得はできるが、そこまで全体的に広げるのか。

○加藤市民協働課長補佐 資料1の1枚目の四角囲みの中の丸囲みの中だろうか。こちらについては、まさしくここに書いてある二つのこと。地域課題の情報共有、意見交換、課題解決という部分が、いわゆる自治協議会のほうから地域代表。これこそがある意味、協働の要の最たるところになるのではないかと思うが、要は各地域における課題、問題をこの自治協議会に持ち込んでいただき、議論していただく。あるいはここで議論された内容をそれぞれのコミュニティ協議会等の団体に持ち帰っていただき、その活動に生かしていただくというところが、この地域課題の情報共有や意見交換、課題解決という部分にあたるのだろうと思っており、こちらはある意味、すでに自治協議会の一番重要な役割として担っていただいている部分と考えている。

○議長（小田会長） ほかにコミュニティ協議会の代表の皆さん方、ご意見、お聞きになりたい点、不明な点があればどうぞ。

○鞆子委員 たびたびすまない。先ほどの話のもう一度、確認になるが、今、富井さんがおっしゃった丸囲みの従来であり区に関するものについての諮問に応じという文書のもう一度確認だが、総合計画及びこれに関する計画。先日も、渡辺区長のビジョンの状況について、ご意見を皆さんで出された部分はあるが、計画のうち、区に関するものについてだから、例えば、区ビジ

ョンについては、全部、区に関するものだろう。これは、諮問に応じとあるが、諮問というのは、区が行政側が、この自治協議会に諮問をするのか。例えば、渡辺区長の区ビジョンの中のこの項目とこの項目については、今、計画段階で、この計画はこれでいいかどうか、こういう方向性でやりたいというものをみんなで議論をするという部分が一つだととらえるのか、それとも計画自身を遂行していく中で、こういう結果が、こういうことがあるのではないかと諮問を受けるのか。要は計画前のプランの段階での意見なのか、ドゥーをやっているだけの意見なのか、P D C Aだから次の計画に、プランに戻るかもしれないが、チェックの段階なのか。その辺は区が決めて、こちらのほうに落として、しつこいようだが、Pでやるのか、Dでやるのか、チェックでやるのかというのは、区の裁量、諮問ということは、区の出てきたもので、こちらでチョイスするのとかというところをもう一つ質問という形と、それから当然、今度、自治協議会の中で、私大通のコミュニティ協議会の中で、コミュニティ協議会の中で問題点とやってから、小田会長、今月は無理だが、来月のときにこういうテーマで少し提案させていただきたい、みんなで議論するというような形はまた別として考えるのか。その辺について、議論するテーマについて、ご意見をいただきたい。

○加藤市民協働課長補佐 まず前段でお話いただいた区ビジョンまちづくり計画についてだが、当然、区に関しない区ビジョンまちづくりはないので、区ビジョンまちづくり計画は当然、ご意見をいただく対象。また、総合計画の中でも、その区に特に関係ある部分については、意見聴取の諮問の対象ということで、この諮問というのが、要はP D C Aのどの部分にあたるのかということにいくと、当然、こちらは策定にあたって諮問、これは必須諮問項目である。必ず区役所から自治協議会に意見を聞かなければならない諮問項目として設定するということである。その後のP D C Aのほかのサイクル部分においても、例えば、区長マニフェストだとか、さまざまな区の施策は当然、区の最上位計画である区ビジョンまちづくり計画に基づいて実施されていくものと考えているので、それぞれのさまざまな遂行段階において、もしかすると諮問という形ではないかもしれないが、ご報告させていただいたうえで、ご意見をいただくという場面はつどつど出ておるかと思っている。

後段で述べていただいた地域、例えば大通コミュニティ協議会内での課題をこの自治協議会に持ち込みたいというような場合。それはそれぞれの自治協議会の中で、それを課題として取り上げ、この場で審議しようという話になるかどうかについては、それこそそれぞれの自治協議会、多分、それぞれ総務部会だとか、あるいは運営部会のような形での組織があると思うので、そこに図っていただき、これは区全体として議論する価値があるよねという話になるのであれば、それはこちらで議題として取り上げていただこうというような形になろうかと思う。

○鞠子委員 もう一つ、思いついたようで申し訳ない。

今日の読売新聞にこの前の青山の事件があって、市からの補助金で防犯カメラを設置みたいな、あれは市として動くという形か分からないが、ああいうものが出てきた場合に、例えば、そういう意見をここで言ったときに、それは区のビジョンとは違うだろう。あくまでも市だろう。今、新聞ざたで出ているような内容というのか。こういう場で、例えば、そういう意見をいった場合に、市のほうの動きには区の裁量だから、言っても、区としてはあまり、それは全くないということはないと思うが、どのように反映されるかという部分はどうか。

○加藤市民協働課長補佐 防犯カメラ等のことについても、全市的な施策になるが、皆様にとってはそれぞれの地域における子供の安心安全にかかわる地域の課題だから、地域の安心安全のためにそういうものが要だとか、あるいはどうあるべきかという形で議論していただくことは、当然あろうかと思う。その議論の結果として、建議あるいは要望という形で、自治協議会としてまとめて区役所経由になるのか、それとも市に直接ぶつけていただくということも、場合によってはあると思うし、またそこまでいなくても、こういう課題あるよねということで、この場で議論していただいた内容を区役所経由で本庁のほうにぶつけていただくなど、それぞれの問題のレベル、あるいは皆様の議論の熟度等に応じてさまざまなやり方はあろうかと思う。道は一つではないと思うが、そのような地域の特に今回の安心安全の子供の見守りのようなことにかかわる課題については、全市共通的な課題として、この地域課題、ひいては全市的な課題として議論していただくということは、大いにあるべき姿かとは思っている。

○議長（小田会長） 加藤補佐，今，私ども盛んに意見をちょうだいしているが，区長マニフェストについての自治協議会の評価を私ども，精力的に進めている。そして，ただ現在の進められている区の政策，あるいは市の政策について，これをただ評価するだけでなく，それが形成される，生成される過程の中で，私たちがどう関与していけるか。これが次の大きな課題として，今，おのおのの部会で検討を加えている。そうすると今，この表現の中で，諮問，審議，意見を述べるということに，もう少し強い表現があると，今のお二方の意見のようなものが整理されるのではないかと思っている。鞠子委員，そういう表現でよろしいかと思うが，検討をひとつ加えていただきたいと思う。

時間が随分過ぎた，ほかにぜひ加藤補佐にお聞きしたい，市民協働課にお聞きしたいという点があれば発言いただく。ないようである。随分，長時間になってしまった。加藤補佐，ありがとうございました。感謝申し上げます。

区自治協議会条例改正（案）の概要についての議論は終わらせていただく。

4 報告・連絡事項

（１）部会報告

○議長（小田会長） 次第第4（1）部会報告について，部会の検討状況をおのおのの部会長から報告していただく。まずはじめに，第1部会の本間委員から報告をいただく。本間委員は本日，欠席なので，鞠子委員から報告いただく。

○鞠子委員 本日，本間さんがいらっしゃらないということで，私が代わりに前回，6月13日に開催した第3回第1部会の部会報告をさせていただきます。会議内容については，区長マニフェストの検証，南区の公共交通の実績の振り返り，南区の公共交通PR事業についてお話しさせていただきました。

協議結果だが，区長マニフェストについては，下にある4項目の評価項目を下記のとおり選び，次回の部会化から所管課からの説明をしていただいたうえで検証することとした。総合防災訓練の参加数，自主防災組織全23組織の訓練実施，自治会別の空家データの構築，区バスの利用者数，乗合タクシーの利用者数である。

続いて，南区の公共交通の実績の振り返りについては，利用状況のデータをいただき，利用者増加に向けた検討を次回以降も続けていくという形で確認した。

3番目に南区の公共交通PR事業について，昨年と同じように夏休み期間に区バスのマリニピアのラッピングバスの車内を装飾して，PRを行うことを確認した。

○議長（小田会長） 続いて，第2部会長の田中容子委員から報告いただく。

○田中委員 第3回第2部会は，6月14日に開催した。会議内容は，区長マニフェストの検証について，出会いの場づくり事業について，家族ふれ愛月間に行う映画上映会作品についてと絵画・川柳展についてを話し合った。

協議結果は，区長マニフェストについては，評価項目を下記のとおり選定し，次回の部会で所管課から説明をしていただいたうえで，検証をすることにした。ミニドック型集団健診受診者数，地域の茶の間設置件数についての二項目である。

出会いの場づくり事業については，委託業者から事業案等の説明があり，第1希望を12月9日（日），第2希望を12月8日（土）とし，アグリパークで開催することとなった。対象年齢は男女ともおおむね27歳から49歳で，体験活動と簡単な料理体験をすることに決定した。

家族ふれ愛月間映画上映会については，11月10日（土）白根学習館ラスペックホールにて「あん」を上映することに決定した。小中学生を対象に行っている絵画・川柳展については，今後，委員が各学校に依頼に行くことを確認した。

○議長（小田会長） 続いて，第3部会からの報告をいただく。第3部会長の小林誠委員が本日，欠席なので，副部会長の富井委員から報告いただく。

○富井委員 第3回の第3部会は6月12日に開催した。各部会と同じように，区長マニフェストの検証と評価，平成29年度である。平成30年度に関しては検討，どう生かすのかということと，第3部会の提案事業ファミリーダンス，観光案内板の設置についてを内容とした。結果は，区長マニフェストに対しては，項目はどう見ても下のほうに書いてある。空家とか，重要文化財

の笹川邸や白根風合戦。ただ、入館者数はデータを取っているだけみたいな感じもするので、その辺を含めて、どう生かすのか、どうするのかも含めて、担当の課の方から来ていただいて、その辺を検討したい、次回に検討したいということに話がまとまった。

次に、第3部会の提案事業の7月7日のファミリーダンスだが、期間的に余裕がなかったということもあり、子供たちもなかなか、本来は白根だから2月、3月の暇なときにやればいいのだが、何か一回やってみようかということをやったが、その辺はきついので、皆さんに応援していただきたいと思っている。内容としてはファミリーダンスの役割分担を検討した。観光案内板はご存じだと思うが、笹川邸に2個作ったが、少し低いということで、見た感じが低いのではないかということについてさらに検討した。

○議長（小田会長） 続いて、広報部会長の青木委員から報告いただく。

○議長（小田会長） 6月18日に第3回を開催した。7月15日に第12号の発行を予定しているが、おかげさまで議事も順調に仕上がり、初校をその場で行った。今回は、表面に部会事業計画、南区まちづくり活動サポート事業が決定したこと。親子コンサートの開催報告、観光案内看板が完成したことを掲載。裏は北風（しもかぜ）まつり、区バスの新しい車両などが掲載される。予定どおり順調に行くと思われるので、お手元に届いた折は、どうぞごゆっくりご覧いただきたい。

○議長（小田会長） 四つの部会からそれぞれ報告をいただいた。部会報告について、ご意見、ご質問があれば発言いただきたい。ないようなので、会議を次に進める。

（2）南区教育ミーティング開催のお知らせ（教育支援センター）

○議長（小田会長） 続いて、次第第4（2）南区教育ミーティング開催のお知らせについて、教育支援センターから説明をいただく。

○長谷部南区教育支援センター長 教育支援センター所長の長谷部芳樹という。連絡を1点させていただく。

お手元に7月25日（水）に予定している第1回南区教育ミーティングのご案内を配付させていただきました。1回目の区の教育ミーティングの内容は、お手元の案内4にあるとおり、新潟市教育委員会より、今年度の施策についての説明を行う。続いて、施策に対する意見交換を行う。今年度はいろいろな視点から意見をいただきたいと考え、特に視点は設けていない。ご自由に質問、意見を出していただきたいと思う。当日は、限られた時間となるが、ぜひ有意義な意見交換となるよう、日ごろ、各委員の皆様が感じられていることや求められていることなどのお考えをまとめておいてくださるとありがたい。なお、教育施策の当日配付資料については、区教育ミーティングの約1週間前にお送りさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

○議長（小田会長） 今の長谷部センター所長からの説明について、お知りになりたいことがあればどうぞ。

○鞠子委員 できれば平成30年度の施策というのは、もうすでにできているならば、1週間前じゃなくても、申し訳ないが私もサラリーマンなので、できればもう平成30年度で4月からスタートしているのであれば、その施策があるのであれば1週間前ではなく、帰り際でもほしい。ないものは別だ。あるものならば、早くいただきたい。願います。

○議長（小田会長） 長谷部所長、できるだけ早急にということだがいかがか。

○長谷部南区教育支援センター長 施策自体はもうできあがっているが、それを分かりやすく解説した資料を作るのにけっこう時間がかかっている。今年は無理だが、来年度、この一つ前の会で間に合うようなら、自治協議会の資料と一緒に送らせていただきたい。資料がどうしても間に合わないようだと、今年のような形になるかもしれないが、ご了承いただきたいと思う。

○議長（小田会長） ぜひご努力をいただきたいと思う。よろしいか。ほかにどうぞ。

○町屋委員 もし、資料があればというか、検討していただきたいというか、もう資料があるのであればいただきたいのでお話しするが、発達障がいについて、新潟市の教育委員会の対応について、もし資料があれば出していただければと思うので、よろしく願います。

○長谷部南区教育支援センター長 今、まだ資料が今回は間に合っていないので、来年度間に合えば、この会でお出しできると思う。

○議長（小田会長） お話しだけでもけっこうだ。どういう対応をしているというようなお話をしていただければ。

○長谷部南区教育支援センター長 それについても、次回の教育ミーティングでそれぞれの担当の者が詳しく説明するので、ぜひそれを聞いていただき、また疑問な点があったらお聞きいただければありがたいと思う。

○議長（小田会長） ほかに何かあるか。ないようだ。会議を進める。

（３）市長と南区自治協議会委員との懇談会の開催について（地域総務課）

○議長（小田会長） 次第第４の（３）市長と南区自治協議会委員との懇談会の開催について、地域総務課から説明いただく。

○高野副区長 お配りしている資料３をご覧いただきたい。市長と南区自治協議会委員との懇談会についてである。日時が８月２９日（水）懇談会が午後２時４５分から３時４５分ということである。その後、自治協議会が開催される。当日、秋葉区で前段、懇談会がある関係で、午後２時４５分からの開催となっている。会場はこちらの講堂である。トーク内容は「次期行政改革プランについて」ということである。

○議長（小田会長） 市長との懇談会に説明をいただいた。これについて、不明な点があれば発言をいただく。ないようである。次に進める。

（４）白根大凧合戦等実施報告（産業振興課）

○議長（小田会長） 次第第４（４）白根大凧合戦等実施報告について、産業振興課長から説明いただく。

○金澤産業振興課長 産業振興課から白根大凧合戦の実施報告をする。資料４をご覧いただきたい。

今年、６月６日の子ども大凧合戦にはじまり、６月７日から１１日の６日間、開催された。大凧合戦初日は、好天の中、市中パレード、開戦式を行うことができた。合戦自体は、初日から３日間、非常に北風に恵まれ、好天で、特に３日目の９日（土）は２６回戦という合戦を行うことができた。しかし、１０日（日）、１１日（月）は台風５号の影響もあって、風向きが不良でほとんど合戦ができなかったということである。合戦数については、お手元の資料、５日間の大凧合戦の合計は４５戦、巻凧は１７４戦となった。

次に、期間中の入込人数だが、凧合戦については、昨年の入込数を上回り、２１万３、０００人となった。観覧船は昨年並みの５、９６７人。今年は高校生以上の方から１００円をいただいた。その内訳としては、２、２７４人だった。有料観覧席については、席数を１０５席に減らしたが、昨年を上回り７２５人の方からご利用いただいたということである。このほかシャトルバス、しろね大凧と歴史の館については、記載のとおりになっている。

次に、ウォーターシャトル、白根大凧合戦の観戦ツアーだが、昨年は２回実施できた。長野県、市内の旅行会社にツアーを立てていただいた。今年は１回のみということになってしまった。仙台から１泊２日のツアーをトライしたが、応募者が若干少なくて催行できなかったということ、今回は１回のみということである。信濃川を利用してウォーターシャトルで来て、ふるさと村、臼井大郷信濃川フルーツフラワーの里公園だろうか。こちらまで乗船していただき、凧合戦を観戦するツアーを民間に造成いただいたものである。９日（土）の実施で３８名の方にご参加いただいた。今回は、白根グレイプガーデンのフルーツ狩り、月瀉の散策、笹川邸の灯籠でライトアップした夜間拝観。より南区の魅力を掘り下げたツアー内容として実施している。アンケートの中には、区内出身者だけでも知らない魅力を味わえてよかったというご意見。また、笹川邸の夜間の雰囲気がとてもよいなど非常に高評価をいただいている。笹川邸でかつて婚礼の際に提供された食事をモチーフとした白無垢弁当を笹川邸の中でお出しした。これに関しては、すべての方からご好評いただくということのツアーとなったという中身である。

また、８日（金）、９日（土）だが、臼井コミュニティ協議会、臼井小学校と共催して、地域と学校パートナーシップ事業として、全校生徒、地域の方々からシャトルに乗船した体験学習を行っている。今年度は臼井コミュニティ協議会の皆様から全面的なご協力をいただき、船着き場

には花を飾るなど、おもてなしをいただいたところであり、この場をお借りして感謝申し上げる。

次に、しろね大凧タウングイドについてである。今年で3年目となった各日ごとの参加者はご覧のとおりである。昨年は団体予約が非常に多くて、今年は団体客の直前キャンセルなどもあったことから、昨年と比較すると減になっているが、今回、視覚障がい者の方をご案内するなど、凧合戦をより多くの方に楽しんでいただいた。来年はご友人を連れてきたいと非常に感動され、感謝の手紙をいただいたという報告を受けている。次回に向けて、広報をより力を入れて、積極的に集客を図ってまいりたいと思う。

露店出店数については128店、運営協力金については無料シャトル場所の乗り場4か所、総合案内所に設置した募金箱により、白根大凧合戦の運営のために協力を呼びかけたものが5万7,627円の協力をいただいている。

最後になるが、大凧合戦期間中は大きな事故もけがもなく、救急車の出動もなかった。これは南警察署をはじめ、消防団、交通安全協会、防犯協会などの警備に当たっていただいた区民の方々に感謝したい。以上、産業振興課から報告を終わる。ありがとうございました。

○議長（小田会長） 大凧合戦の報告を産業振興課から頂戴した。このことについて、ご意見、ご質問があればどうぞ。ないようなので、白根大凧合戦等実施報告について終わらせていただく。

（5）みなみマルシェについて（建設課・地域総務課）

○議長（小田会長） 次第第4（5）みなみマルシェについて、建設課から説明をお願いする。

○吉田建設課長 私から、南区創生会議が6月10日に開催した第1回みなみマルシェの実施報告と7月29日に実施する第2回みなみマルシェの概要について、事務局として説明させていただく。皆さんに配付している資料5-1、資料5-2を基に説明させていただく。

改めて説明させていただくが、このみなみマルシェは白根青年会議所等の南区の若い人たちが中心となって、平成29年4月26日に設立されたにいがた南区創生会議が主催して行っている。この創生会議は、南区の活性化に向けて区の現状や課題を共有し、10年、20年後の南区の明るい未来について議論、またその解決のために活動していくというもので、今回、その一つとして、マルシェ、フランス語で「市場」という意味だが、凧合戦に合わせて道路を交通止めにして実施した。交流人口の拡大、またまちなかの活性化、また交通などの地域課題の解決につなげるためにマルシェを開催している。では、まず6月10日に行われた第1回のみなみマルシェ～シロネラコッテ～の実施報告である。資料5-1をご覧ください。

日時は、平成30年6月10日、午前10時から午後5時、場所はリオンドール白根店前の県道約60メートルを交通止めにして、実施した。出店店舗は15店舗、南区内からは8店舗である。新潟市の他の区からは6店舗、遠いところは柏崎市から1店舗出店している。来場者数は1,800人ということで、休憩席を約100席設けたが、その稼働率で想定した数字である。

その下、来場者アンケート結果で、このアンケートは休憩スペースにおられた方にスタッフが直接聴き取りして99名の方からご協力いただいたものだ。最初に左上のグラフ、来場された年代だが、30歳代が多く、小さな子供連れの家族が多かったと感じている。次に右側のどちらから来られたかということだが、南区がもちろん大部分なのだが、ご覧のとおり、他7区からも来ている。その下、四つのグラフだが、出店内容や開催場所等である。5の「よい」から1の「悪い」まで5段階評価で聴き取りさせてもらった。各項目とも4以上が8割を超えているということで、来場者の満足は高かったとうれしく思っている。

次に、裏面をご覧ください。来場者の声ということで載せている。「毎年開催してほしい」、「継続的に開催してほしい」という声が多かった。その中で、左側の3番、4番にあるように、「もっと白根の特産が分かる店があるとよい」とか、「地元の人も多く出店してほしい」、またその右側にもあるように「南区のものをもっと売りにしてほしい」などという意見があった。ここは次回の開催に向けて大きな課題だと思っている。

また、私はスタッフとして現場にいたが、一番下のところに「テーブルが常にきれいでごみもなくスタッフの目がよく行き届いていた」というのは、スタッフの一人としてうれしかった。

その下、出店者の声で、「もっと告知をしてほしい」、「PR不足だった」という指摘があったのが課題となっている。ここには書いていないが、15店舗の全部の売り上げだが、およそ10

0万円くらいという報告を受けている。第1回のマルシェをして感じたことだが、来場者の声にもあったが、もっと白根の特産が分かる店があるとよいという声が多かった。南区の商売をしている方ももっとがんばってほしいという期待の声も多くあった。この創生会議、マルシェの目的は地域の活性化というものがある。だから地域の特産物や隠れた名産を紹介していかなければ、目的の達成につながらないと思うし、このマルシェを継続していくためにも重要な課題であると感じている。

以上で、6月10日のマルシェの報告は終わらせていただく。

続いて、資料5-2である。7月29日に開催する第2回みなみマルシェの概要について説明する。第1回のみなみマルシェに続いて、同じく交流人口の拡大を目指すとともに、まちなかの活性化や交通、地域の課題解決に向けて第2回のマルシェを開催する。1番の事業概要だが、7月29日午前10時から午後3時まで開催する。白根学習館の触れ合い広場とあわせて駐車場を会場に開催する。出店者は、第1回と同じように飲食、物販、雑貨、そのほか地元の工芸品等の販売を予定している。出店者数は、第1回は15店舗だったが、今の予定では20から25程度を予定している。

主催は創生会議でこのイベントを継続的に実施するために、第1回のマルシェの状況とアンケートを反映して、また来場者の交通の手段を検証していきたいと考えている。

3番目の基本理念ということで、(1)開催目的は何度も繰り返しているが、区内のすでに商売をされている方、またこれから始めてみたいという方の販売機会を設ける。また、会場となる学習館が白根バイパスと国道460号線の沿線という場所であることから今後のバス交通やターミナル機能についての検証もしたいと考えている。

ターゲットは子供連れ、ファミリー層。特に夏休み期間中なので、学習館の利用者などを目標にしているし、白根バイパスや国道460号線の通行車両も取り込みたいと考えている。そして、ちょうどこの開催日が夏の暑い日ということで、暑さ対策が重要と考えているので、会場内に水遊びのエリアや、また日よけテントなどを検討していきたいと考えている。

そして②だが、来場の手段の検証として、通常は平日しか運転していないまちなかの循環バスぐるりん号を臨時運行して、通常これはまた右回りという形だが、それに加えて反時計回りの左回りも運行して、その利用状況等を確認したいと考えている。

最後、公式フェイスブックも立ち上げてPRしているし、今後は区役所だよりや新聞折り込みチラシなどを行う予定でいる。

以上で、資料5-2、第2回のみなみマルシェの概要報告を終わらせていただくが、今、創生会議では、一生懸命準備を始めている。皆さんのご来場をよろしく願います。

最後だが、6月10日、このマルシェ開催にあたり、開催の趣旨をご理解いただき、全面的にご協力いただいたリオンドール白根店、また休憩スペースとして駐車場を貸していただいた白根郵便局、そして近隣の住民の皆様にご挨拶を申し上げて、説明を終わらせてもらう。あわせて、新潟日報からも記事にさせていただき、ありがとうございました。

○議長（小田会長） 今、吉田課長からみなみマルシェについてお話をいただいた。皆さん方からご意見を頂戴する。

梅津委員、奮闘されていたが、ご意見があればどうぞ。感想でも結構だ。

○梅津委員 6月10日にマルシェを開催させていただき、何事も事故もなく開催できたこと、感謝申し上げます。続いてだが、7月29日に、先ほど吉田課長からもあったとおり、私たち今、一生懸命白根商工会と青年会議所といろいろな団体を巻き込み、南区が盛り上がるようにイベントを考えているので、ぜひ当日は皆さん、ご家族、周りのお友達とをお誘いになり、ご来場してくださいようよろしく願います。

○議長（小田会長） このマルシェについて質問なりご意見があれば発言いただきたい。ないようなので次に進む。

（6）その他

○議長（小田会長） 続いて、次第第4（6）その他について、皆さん方にお諮りする。まず、事務局から何かあれば発言いただきたい。

○高野副区長 私から2件ご報告させていただく。

まず1件目、資料はない。地域総務課としての報告である。災害時の一時避難所として市と企業が協定を結んだ件である。昨日の日報の朝刊に載っていたのでご存じの方も多いかと思うが、6月12日に新潟市と新潟電子工業株式会社の間で災害時における一時避難所受入に関する応援協定の締結を行った。この応援協定により、臼井地域、庄瀬地域の方々に対して水害時の避難情報が出た際に、一時的に避難できるようになった。南区では万が一に備えて、地域にある民間施設が一時避難所として利用できるよう、協定締結を推奨している。ご要望があれば地域総務課までご相談いただきたい。

○議長（小田会長） 課長、旧社名をご披露いただいたほうが分かりやすいかと思う。社名が変わっているが分かるだろうか。

○高野副区長 シャープだったところがご自身の会社になったときに、新潟電子工業という名前に変わったと聞いている。

続いて、県知事選挙の開票結果についてご報告する。こちらについては、「新潟県知事選挙の投・開票結果について」という資料をご覧ください。

今回については、白根大風合戦の開催期間中ということであったが、ご協力いただき、つつがなく終わることができた。感謝申し上げます。投開票の結果についてである。市の全体の投票率は、前回知事選の46.3パーセントに比較して、7.43ポイント上昇して、53.73パーセントとなった。うち、期日前投票の投票率が約4ポイント上昇しており、期日前投票の定着が見てとれる。南区においては、会長からもお話があったが、前回44.75パーセントだったものが4.74ポイント上昇したが、49.49パーセントとなり、全県で唯一50パーセントを下回った。区の投票率をどのように上げていくか今後の課題と考えている。ただいま、投票所ごとの投票率について精査中である。今後、時期を見て自治協議会の皆様にお示しし、ご相談させていただきたいと思っている。次の選挙は10月28日執行の市長選である。今回同様、ご協力よろしく願います。

○議長（小田会長） そのほか事務局からあるか。

○登石月瀉出張所長 私から、角兵衛獅子のサイトについてご説明する。皆さんのお手元の資料をご覧ください。

この件については、すでに6月15日（金）の新潟日報に掲載されており、ご覧になった方もおいでかと思うが、改めて説明する。記事にもあったが、角兵衛獅子のより幅広い情報発信につなげたいということで、平成29年度に設立された月瀉を元気にする会と月瀉出張所でこのサイトを立ち上げたものだ。サイトでは、角兵衛獅子の由来、全国を回った巡業の形態などを紹介している。また、日本舞踊市山流の越後獅子についても、月瀉村の角兵衛獅子を舞踊化したものといわれており、市山流七代目市山七十郎さんのコメントも紹介されている。市山先生については、古町の芸妓に舞踊を教えている方でおられまして、今年の2月17日に市山会舞踊公演を行い、七代目市山七十郎を襲名した。サイトでは、角兵衛獅子と越後獅子の動画を見ることができる。越後獅子については、江戸日本橋をバックに角兵衛獅子の跳んだり、はねたりする場面を長いさらしや一本歯の高下駄で演出しており、江戸時代の角兵衛獅子を連想させるものである。このサイトは、南区観光協会のホームページからアクセスできるし、資料下のQRコードからでもアクセスが可能なので、委員の皆様もぜひご覧いただきたいと思うし、ほかの人にもPRしていただきたくよろしく願います。

○議長（小田会長） ほかに委員の皆様方からその他発言があれば、どうぞ遠慮なく。ないようだ。

4 次回全体会の日程について

○議長（小田会長） 次回の全体会の日程について、お願いとお諮りをする。毎月、最終水曜日ということになるので、今回は7月25日となる。来月は、先ほど、教育支援センターからご案内があったように、全体会の前に南区教育ミーティングを開催するので、午後1時30分にこちらの会場にお集まりいただく。全体会は、南区教区ミーティング終了後、午後3時から開催ということで日程としたいがよろしいか。では、次回の教育ミーティング終了後、7月25日（水）

午後3時から当会場において開催ということで決定させていただくので、万障お差し繰りをいただきます。

5 閉会

○議長（小田会長） 以上をもって、平成30年度第3回自治協議会を終了する。長時間、大変ありがとうございました。感謝申し上げます。

（午後3時55分）